

熊取町議会委員会会議録

議会運営委員会

令和3年5月11日開催

熊取町議会

目 次

〔議会運営委員会（5月11日）〕

令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営について	1
その他	3

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和3年5月11日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	田中 豊一
	委員	田中 圭介	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	議長	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	総合政策部長	明松 大介	総務部長	林 利秀
事務局	議会事務局長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三

事 件

- 1) 令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営について
 - 2) その他
-

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

本日は、後ほど審議いたします議会会議規則の一部を改正する規則を会議に付すべき事件として招集される令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

なお、発言される方は挙手の上、着座でマスクをつけたまま、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

（「10時00分」開会）

委員長（文野慎治君）初めに、本臨時会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。総務部長（林 利秀君）令和3年第2回熊取町議会臨時会にご提案させていただきます案件につきまして、説明いたします。

案件は、2ページ、報告案件の税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告の1件となります。それでは、内容を説明いたします。

税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上で、令和3年第2回熊取町議会臨時会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（文野慎治君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本臨時会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本臨時会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、5月18日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期については5月18日の1日間といたします。

次に、本臨時会に提出されております議案については、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

以上のとおり、令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（文野慎治君）それでは、本臨時会に提案する議会運営委員会提出議案、議会会議規則の一部を改正する規則について、議会事務局長から説明をお願いします。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議会への欠席事由を整備すること、また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直すため、この規則案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則改め文でございます。内容につきましては、議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

まず、欠席の届出、第2条でございますが、第1項中、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」として、欠席事由を分かりやすく例示的に明記するよう改正するものでございます。

次に、第2項でございますが、議員が出産の際は欠席できる旨の規定について、出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内で、その期間を明らかにして議長に欠席届を提出することができるものとし、その期間が明確になるよう改正するものでございます。

次に、請願書の記載事項、第88条でございますが、必要な記載事項と一律に押印を求めていることについて、請願者、法人の場合は代表者による署名または記名押印することとし、署名により押印が不要となるよう改正するものでございます。

前のページ、改め文にお戻りください。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第2号 議会会議規則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。

委員長（文野慎治君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、議会会議規則の一部を改正する規則について、本臨時会に上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出するとともに、本議案を会議に付すべき事件として臨時会の招集請求を決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は臨時会の招集請求を決定し、本条例を当該臨時会に上程するため、議長へ提出いたします。

以上で、令和3年第2回熊取町議会臨時会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時07分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

文野慎治